

議会改革特別委員会

パブリックコメントの議会運営委員会における取扱い基準案について

議会改革特別委員会

委員 塩見牧子

●取扱い基準（案）

次の要件を満たしていればパブリックコメントの対象として取り扱うものとする。

1. 法制的に整っていること
2. 二人以上の提出者があること
3. パブリックコメント要綱（案）第3条第1項に該当していれば、その内容に関わらず取り扱うものとする。

第3条

(1) 議員または委員会の提出による、市政または議会に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定または改廃

(2) 議員または委員会の提出による、市民に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例の制定または改廃（地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、特にパブリックコメント手続を実施する必要があると議長が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、パブリックコメント手続の対象としないことができる。

(1) 緊急を要するものまたは軽微なもの

(2) 法令により、縦覧、意見書の提出その他のパブリックコメントと同様の手続を行うもの

パブリックコメントについて

絆としては、要綱及び取扱基準をもって一定の制限、ルールを明確化しておく必要があると考えることから、以下の通り提案します。

1, 要綱について

以前の資料で、議会がパブリックコメントをとれる市をピックアップしていただいた中で、特に(対象)の条文に関しては横須賀市の表記が良いのではと考えます。

議会の組織や運営に関する条例(議員定数に関する条例、議員報酬に関する条例、議会基本条例等)に関しては、議会または委員会として議会の総意で進めるべきものとする。

参考)横須賀市議会パブリック・コメント手続要綱

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となるものは、次に掲げるものとする。ただし、迅速又は緊急を要するものは、この限りではない。

(1) 議会の組織や運営に関する条例以外の政策的な行政関係条例(以下「政策条例」という。)

(2) 前号に定めるもののほか、特にパブリック・コメント手続を実施する必要があると認められるもの

2, 基準について

① 議会運営委員会で判断をする際に、下記の手順は必要と考えます。

- 1、条例の体裁はととのっているか
- 2、要綱の対象にあてはまっているか
- 3、基準に合致しているか

② 陳情書等の取扱基準を参考に、基準(案)案を作成しました。(下記参照)

○パブリックコメント取扱基準(案)

- ① 思想、良心、信教、学問、集会、結社、若しくは表現の自由、又は通信の秘密を損ねるおそれのある記載があるもの
- ② 公序良俗に反するおそれのある記載があるもの
- ③ 特定の私人、又は特定の団体(公の団体を除く)に関して、秘密を暴露するなどの記載があるもの
- ④ 趣旨および根拠が明確でないもの
- ⑤ 議会運営委員会で取扱いを協議してから、一年を経過していない同趣旨の条例案で、状況の変化が認められないもの
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、議会運営委員会の協議において、パブリックコメントを実施することが適当でないと決定したもの

【生駒市議会公明党 成田委員提案分】

パブリックコメント掲載可否チェックシート(案)

■基本情報

- 案件名:
- 提出議員名(2名以上):
- 担当会派(任意):
- 提出日:

■チェック項目(該当欄に✓)

① 形式要件

項目	確認内容	判定
1-1	条例案として条文形式が整っている	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 要修正 <input type="checkbox"/> 不適合
1-2	目的・背景が明確に記載されている	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 要補足 <input type="checkbox"/> 不適合
1-3	制度の具体的内容(対象・手続・効果)が示されている	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 要補足 <input type="checkbox"/> 不適合
1-4	法令との整合性に重大な問題がない	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 要確認 <input type="checkbox"/> 不適合
1-5	新規の政策である(条例等の改廃ではない)	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 要確認 <input type="checkbox"/> 不適合

② 公益性・政策必要性

項目	確認内容	判定
2-1	市民全体に関係する政策・制度である	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
2-2	特定の個人・団体の利益誘導に該当しない	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
2-3	市として検討する合理的必要性が説明できる	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 要補足 <input type="checkbox"/> 不適合

③ 公平性・中立性

項目	確認内容	判定
3-1	一方的主張に偏らず、論点整理がされている	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 要調整 <input type="checkbox"/> 不適合
3-2	市民に誤解を与える表現(断定・煽動等)がない	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 要修正 <input type="checkbox"/> 不適合
3-3	「議会として決定済み」と誤認されない表現となっている	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 要修正 <input type="checkbox"/> 不適合

④ その他留意すべき事項

項目	確認内容	判定
4-1	募集期間(原則 14 日以上)が明確である	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 要修正 <input type="checkbox"/> 不適合
4-2	意見提出方法(郵送・電子等)が明示されている	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 要補足 <input type="checkbox"/> 不適合
4-3	意見の取扱い(公表・反映方法)が示されている	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 要補足 <input type="checkbox"/> 不適合
4-4	結果の公表方針(採否理由含む)が明記されている	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 要補足 <input type="checkbox"/> 不適合

【中尾委員提案分】

パブコメ実施の可否を判断するための取扱い基準

実施を認める場合は、その活動が個人の政治活動ではなく、議会活動の一環として、客観的に認められる必要がある。

■取り扱う内容

次のすべてを満たすものに限定

1. 市政に関する条例に関するもの
2. 不特定多数の市民に影響するもの
3. 現在または将来の政策検討に資するもの
→「広く影響する政策」だけに絞る

■取り扱わない内容

- 緊急対応を要するもの
 - 軽微な変更
 - 法令等により裁量の余地がないもの
 - 他制度（審議会・説明会等）で意見聴取済み
 - 税・使用料などの徴収系
 - 直接請求による条例
- ・次期選挙に向けた自身の知名度向上や、特定の候補者・政党の宣伝とみなされる内容

議会改革特別委員会

パブリックコメントの議会運営委員会における取扱い基準案について

議会改革特別委員会

委員 浜田 佳資

●取扱い基準（案）

次の要件を満たしていればパブリックコメントの対象として取り扱うものとする。

1. 法制的に整っていること。
2. 二人以上の提出者があること。
3. パブリックコメント要綱（案）第3条第1項に該当していれば、その内容に関わらず取り扱うものとする。

第3条

- (1) 議員または委員会の提出による、市政または議会に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定または改廃
 - (2) 議員または委員会の提出による、市民に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例の制定または改廃（地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特にパブリックコメント手続を実施する必要があると議長が認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、パブリックコメント手続の対象としないことができる。
- (1) 緊急を要するものまたは軽微なもの
 - (2) 法令により、縦覧、意見書の提出その他のパブリックコメントと同様の手続を行うもの

【日本維新の会 芦谷委員提案分】

- ・新規、改廃ともに認める
- ・生駒市総合計画の範囲
- ・条例も含める
- ・法制的に整っていること
- ・二人以上の提出者があること